次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
（趣旨） **第一条**　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号。第四条第一項において「公益信託府令」という。）の規定に基づく申請等及び処分通知等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条及び第七条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。	（電子情報処理組織による申請等） **第一条**　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）の規定に基づく申請等において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせる場合には、この府令の定めるところによる。
［条を削る。］	
（申請等の入力等） **第二条**　電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、内閣府本府、宮内庁又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関（以下「内閣府本府等」という。）が定める技術的水準に適合するものから入力しなければならない。 2　前項の規定に基づき申請等をする場合には、副本については入力を要しない。 3　登記事項証明書については、申請等をしようとする者が内閣府本府等に当該登記に係る登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼することをもって、第一項の入力に代えるものとする。	
［条を加える。］	
（定義） **第二条**　この府令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。 2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 二　電子証明書　申請等をする者又は内閣府本府、宮内庁若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関（以下「内閣府本府等」という。）が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。	
（申請等に係る電子情報処理組織） **第三条**　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき内閣府本府等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって内閣総理大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	
（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［①］　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、内閣総理大臣が告示で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。 一　申請等につき規定した公益信託府令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項	
［条を加える。］	
（電子署名等） **第三条**　［項を加える。］	